

# 平成31年玉村町議会第1回定例会会議録第4号

---

平成31年3月14日（木曜日）

---

## 議事日程 第4号

平成31年3月14日（木曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 議案第 2号 玉村町放課後児童クラブ条例の制定について
  - 日程第 2 議案第 3号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の制定について
  - 日程第 3 議案第18号 平成31年度玉村町一般会計予算
  - 日程第 4 議案第19号 平成31年度玉村町国民健康保険特別会計予算
  - 日程第 5 議案第20号 平成31年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第 6 議案第21号 平成31年度玉村町介護保険特別会計予算
  - 日程第 7 議案第22号 平成31年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
  - 日程第 8 議案第23号 平成31年度玉村町下水道事業特別会計予算
  - 日程第 9 議案第24号 平成31年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
  - 日程第10 議案第25号 平成31年度玉村町水道事業会計予算
  - 日程第11 請願の審査報告
  - 日程第12 開会中における所管事務調査報告
  - 日程第13 閉会中における所管事務調査の申し出
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2号 玉村町放課後児童クラブ条例の制定について
- 日程第 2 議案第 3号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第18号 平成31年度玉村町一般会計予算
- 日程第 4 議案第19号 平成31年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第20号 平成31年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第21号 平成31年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第22号 平成31年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第23号 平成31年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第24号 平成31年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第10 議案第25号 平成31年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第11 請願の審査報告
- 日程第12 開会中における所管事務調査報告

日程第 1 3 閉会中における所管事務調査の申し出

追加日程第 1 玉議第 1 号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を  
求める意見書の提出について

## 出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	浅見武志君	10番	石川眞男君
11番	宇津木治宣君	12番	石内國雄君
13番	高橋茂樹君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	倉林教夫君	会計管理者兼会計課長	金子忠雄君
学校教育課長	大堀泰弘君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
庶務係兼 議事調査係	平野里都子		

## ○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



## ○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました追加 1 議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 1 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、1 議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第 1 議案第 2 号 玉村町放課後児童クラブ条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1、議案第 2 号 玉村町放課後児童クラブ条例の制定について。

この議案につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

柳沢浩一民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇民生文教常任委員長（柳沢浩一君） ただいまより民生文教常任委員会に付託されました条例についての委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

事件の番号、議案第 2 号。件名、玉村町放課後児童クラブ条例の制定について。議決の結果、原案可決。理由は、内容は妥当なものと認めるということであります。

3 月 4 日の本会議において町長から説明がありました議案第 2 号について、子ども育成課に補足の説明を求めました。

補足の説明、制定の理由について。玉村町の放課後児童クラブは、各小学校区にある児童館に併設されているため、これまで放課後児童クラブの規定は、児童館条例の中に定められていた。しかし、

平成27年度に放課後児童クラブスマイルが開所されており、来月からは玉村小学校放課後児童クラブも開所され、西児童館の放課後児童クラブは廃止されることとなっている。また、小学校施設を活用した放課後児童クラブについては、今後も開所に向け検討を進めているところである。

こうしたことから、現在児童館条例の中で規定している放課後児童クラブを、別々の条例として新たに制定することが適当であり、利用者等にとってわかりやすいものとするものである。

2、制定の概要でありますけれども、児童館条例の中で規定されていた放課後児童クラブの使用料や使用料の減免、指定管理者についての規定に加え、放課後児童クラブの設置や名称及び位置、対象児童など、必要な事項を新たに加えた放課後児童クラブ条例を新たに制定する。あわせて、児童館条例の一部を改正する。

玉村町放課後児童クラブ条例の概要。この条例で制定する主な内容は以下のとおりであります。

第1条、設置。

第2条については、現在の位置について明記をされております。

以下、13条までありますけれども、ぜひご参照をいただきたいというふうに思います。

施行日は、平成31年4月1日であります。

委員からは活発な質疑が出され、慎重に審査し、その後表決を行いました。主な質疑、浅見委員、11条のクラブ使用料の減免について、児童館条例からそのまま移行されたものですが、減免を受けている方の状況はどのようですかという質問がありました。課長より、全体で450名ほどの中で、母子家庭世帯は2割弱ほどです。ひとり親世帯は平成31年度から原則2分の1免除で、ひとり親世帯でかつ非課税世帯は全額免除となっております。母子家庭世帯の半分ほどが全額免除となっております。生活保護により全額免除を受けている方は1世帯いるかどうかという状況であります。

活発な意見は、浅見委員からの的確なご意見を1件いただいたところであります。この文書に、これが一番悩みだった。ご理解をいただければというふうに思います。

表決の結果。本議案は表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上、報告を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



## ○日程第2 議案第3号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の制定 について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第2、議案第3号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の制定について。

この議案につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） それでは、本委員会に付託の事件、審査結果を報告いたします。会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件の番号、議案第3号であります。件名、玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の制定について。議決の結果、原案可決でございました。議決の理由、内容は妥当なものとする。

総務経済常任委員会議案審査報告。

議案第3号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の制定についての審査報告。

3月4日の本会議において、町長から提案説明があった議案第3号について、都市建設課に補足説明を求めました。

補足説明の内容ですが、近年、地域における人口減少や高齢化社会の進展、既存の住宅、建築物の老朽化など、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化に伴い、使用されていない住宅、建築物が年々増加している。特に、適正な管理が行われていないまま放置されている状態の空家は、防災、防犯、環境、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、既に地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものであり、早急な対策が求められている。

そのため、国は空家等対策の推進に関する特別措置法を公布し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

本町においても、これまで管理されていない空家等への対応に取り組むとともに、現地調査を実施し、空家等の可能性がある建物を抽出するなど、実態把握を行っている。

これらの経緯を踏まえ、総合的な空家等の対策に取り組む体制を整備し、管理不全な空家等を減らし、空家等の適正な管理、利活用の重要性を広く町民に周知していくため、玉村町空家等対策計画及び玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例を定めるものであるとの説明がございました。

法との関係、本条例は、法に定めるもののほか、法に定めのない町民の責務や緊急安全措置を定めている。

次ですが、法に基づく玉村町空家等対策計画の概要ですが、基本方針、具体的施策、それぞれこの表に示したとおりでありますので、後でお読みいただきたいと思っております。

次に、玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の概要。

第1条、条例制定の目的。空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、町及び所有者等の責務を明らかにすることにより、空家等の適正管理及び活用の促進を図り、安全かつ安心なまちづくりに寄与することを目的としている。

以下の条文につきましては、下記のとおりであります。

施行日なのですけれども、平成31年4月1日であります。

委員からは活発な質疑が出され、慎重に審査し、その後表決を行いました。

主な質疑ですが、宇津木委員から、総括質疑でもありましたが、最小限度という意味について、説明を求めました。住宅政策係長のほうからの説明ですが、費用をかけずに人力で行える範囲ということです。応急処置的なものを考えています。ブロック塀が町道に崩れかかるとか、雨どいが通行の邪魔になっているとかを想定しています。樹木に関しては、財産のため、応急処置的に伐採することは難しいと考えていますといった質疑の説明がございました。

次に、石内委員からは、樹木に対しての質問がございました。やはり住宅政策係長からは、枝に関しても所有者から財産だということで訴えられたら勝ち目がないので、所有者に切っていただくのが原則であり、町のほうで強制的に切るのは難しいということでございました。

続きまして、宇津木委員からですが、長岡市、燕市の空家対策を視察した。その内容は、空家対策4つの基本政策ということでした。発生抑制の促進、適切な管理の促進、空家及び跡地の活用の促進、特定空家等への対応、この4つの点が必要だとのことだった。この条例は、その精神が盛り込まれているかのお伺いが出ました。その質問に対しての答弁というか、答えなのですが、住宅政策係長から、適正管理の促進ということで、適正に管理されていない空家等には助言ができるとか、必要な援助もできる等、条例に盛り込んでいます。上位法である空家等対策特別措置法もありますので、対応できると思っていると、そういう答えでございました。

表決、本議案は表決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。  
これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第 3 議案第 18号 平成31年度玉村町一般会計予算

○日程第 4 議案第 19号 平成31年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第 5 議案第 20号 平成31年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第 6 議案第 21号 平成31年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第 7 議案第 22号 平成31年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第 8 議案第 23号 平成31年度玉村町下水道事業特別会計予算

○日程第 9 議案第 24号 平成31年度玉村町宅地造成事業特別会計予算

○日程第 10 議案第 25号 平成31年度玉村町水道事業会計予算

◇議長（高橋茂樹君） 次に、予算特別委員会に付託となっておりました日程第3、議案第18号 平成31年度玉村町一般会計予算から日程第10、議案第25号 平成31年度玉村町水道事業会計予算までの8議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第18号から日程第10、議案第25号までの8議案を一括議題とするこ



とに決定いたしました。

これより予算特別委員長の審査報告を求めます。

三友美恵子予算特別委員長。

〔予算特別委員長 三友美恵子君登壇〕

◇**予算特別委員長（三友美恵子君）** 平成31年度予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第18号 平成31年度玉村町一般会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第19号 平成31年度玉村町国民健康保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第20号 平成31年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第21号 平成31年度玉村町介護保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第22号 平成31年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第23号 平成31年度玉村町下水道事業特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第24号 平成31年度玉村町宅地造成事業特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第25号 平成31年度玉村町水道事業会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

以上です。

◇**議長（高橋茂樹君）** 以上で予算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

最初に、日程第3、議案第18号 平成31年度玉村町一般会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（高橋茂樹君）** 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（高橋茂樹君）** ご異議なしと認めます。

次に、日程第4、議案第19号 平成31年度玉村町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（高橋茂樹君）** 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第5、議案第20号 平成31年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第6、議案第21号 平成31年度玉村町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第7、議案第22号 平成31年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第8、議案第23号 平成31年度玉村町下水道事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第9、議案第24号 平成31年度玉村町宅地造成事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第10、議案第25号 平成31年度玉村町水道事業会計予算の審査報告に対する質疑

を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で予算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第18号 平成31年度玉村町一般会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第19号 平成31年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第20号 平成31年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第21号 平成31年度玉村町介護保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第22号 平成31年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第23号 平成31年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第24号 平成31年度玉村町宅地造成事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第25号 平成31年度玉村町水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



## ○日程第11 請願の審査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第11、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号3、「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」

意見書提出を要請する請願書について議題といたします。

本請願につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） 本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、玉村町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号3。受理年月日、30年10月25日。件名、「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願書。請願者又は代表者住所・氏名、群馬県前橋市本町3丁目9-10、群馬県自治体一般労働組合執行委員長、宮内政己さんです。審査結果、採択すべきもの。

引き続きまして、請願受理番号3、「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願書についての審査経過を報告いたします。

請願の趣旨。2017年5月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方自治法が改正され、2020年4月に施行される。

地方自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で65万人を超え、臨時・非常勤職員なしには、十分な行政サービスは提供できないと言っても過言ではありません。

民間企業に働く非正規労働者は、2018年4月から労働契約法第18条に基づく無期雇用への転換請求が始まった。一方で、公務に働く臨時・非常勤職員には労働契約法は適用されず、任用であることを根拠に、いつまでも非正規、いつまでも雇いどめできる不安定な状態に置かれている。

また、臨時・非常勤職員の処遇は低く、最低賃金と大差ない賃金、通勤手当や一時金の支給もなく働いている人が多数いる。

玉村町議会においては、住民の安全、安心を守り、公務公共サービスの拡充、向上と自治体の臨時・非常勤職員の身分の安定、地位の向上を図るとともに、地方公務員法、地方自治法改正の趣旨である臨時・非常勤職員の待遇改善を行うためには、改善に要する財源の確保が必要となることから、国において十分な財源措置を講じるよう意見書の提出を請願するものである。

本請願は、平成30年第4回定例会で継続審査となっていたものです。

前議会の開会中及び閉会中に実施した調査内容も踏まえて、審査することになりました。

審査経過。全委員から意見を求めた結果、全委員から「採択すべきもの」とする意見がありました。なお、審査経過は以下に記載するとおりです。

委員の主な意見といたしまして、宇津木委員から、この請願については委員会に付託され審議されましたが、当時まだ理解が不足ということで継続審査になっていたものです。その後委員会の所管事務調査として、会計年度任用職員制度について調査を行いました。その調査の考察は、「会計年度任

用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方自治法が改正され、2020年4月1日から施行されるが、地方行政の重要な担い手である臨時・非常勤職員の身分保障を進めていくことは重要なことである。一方で、制度移行により財政負担の増加は必至であり、正職員の定数管理の面からも、業務のあり方や人員配置について見直しを含めた精査が必要と考える。臨時的任用職員制度は非常に曖昧な中でこれまで実施されてきたが、今後労働人口が減少する中、人材難も予想される。玉村町においても町を支える230名の臨時的任用職員が新制度にスムーズに移行し、行政が円滑に行えるよう環境整備と丁寧な説明に努めることを望む」というものでした。本請願に書かれているように、国に対して財源措置を求める、丁寧な説明をしてもらうことは非常に理にかなったことと、こういった意見でございました。

石内委員からは、財政の確保は重要であり、2020年4月からの施行に対して事前に要請を行うことは大切だと思う、こういった意見でございました。

原委員から、制度を勉強していく中で、町独自で担えるものではないことがはっきりしました。ですから、必要だと思いますと、そういった意見でございました。

表決。本請願は採決の結果、採択すべきものとなりました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本請願に対する委員長の審査報告は採択とするものです。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

---

◇

## ○日程第 1 2 開会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1 2、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第 7 7 条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

---

◇

## ○日程第 1 3 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1 3、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第 7 3 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

---

◇

## ○追加日程第 1 玉議第 1 号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書の提出について

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第 1、玉議第 1 号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書の提出について。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◇議長（高橋茂樹君） 朗読が終了いたしました。これより提案理由の説明を求めます。

5 番渡邊俊彦議員。

〔5 番 渡邊俊彦君登壇〕

◇5 番（渡邊俊彦君） 玉議第 1 号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書の提出について、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書提出を要請する請願書を先ほど採択とのご議決をいただきました。

つきましては、私が一議員として提出者となり、総務経済常任委員全員を賛同者として、本議案を提出することとなりましたので、ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上です。



◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。



## ○町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 平成31年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

東日本大震災の発生から11日で8年が経過いたしました。この間、被災地のインフラ整備は着実

に進展しておりますが、今もなお5万人以上の方が避難生活を続けています。ここに改めて、犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。そして、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、本定例会は3月4日に開会され、本日までの11日間、議員の皆様方には、平成31年度一般会計当初予算を初め、29議案につきまして、慎重にご審議をいただき、全て原案のとおりご議決を賜ることができ、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

施政方針で述べましたとおり、平成31年度の当初予算は、厳しい財政状況が続く中、引き続き財政健全化と人口減少対策を2本の柱とし、特に未来への投資、子育て支援、教育の充実を主軸に、子育てと福祉に重点を置いた持続可能なまちづくり予算として編成いたしました。町の将来をしっかりと見据え、町の魅力を高めるとともに、子育て世代を初め高齢者や障がいをお持ちの方など全ての町民が夢と希望を持ち、安全で安心して暮らせる魅力あるまちづくりに全力で取り組んでまいる決意であります。議員各位におかれましても、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、本定例会におきましては、9名の議員から町政に対してさまざまな視点から一般質問をいただきました。議員各位から賜りましたご意見、ご提言等につきましては、十分尊重し、町政発展のため、できることを精査してまいりたいと考えております。

さて、3月31日をもちまして、倉林上下水道課長が退職することとなりました。退職される倉林課長におかれましては、町民福祉の向上のため懸命に努力され、職員の模範となって町政発展のために大変ご尽力をいただきました。長年にわたるご功績、ご努力に対しまして、深く感謝申し上げます。

今後とも本町発展のため、折に触れてご指導、ご協力をいただきますよう心からお願い申し上げますとともに、今後ともますますのご多幸とご健勝を祈念いたしまして、はなむけの言葉といたします。

結びになりますが、これから新年度となり、平成という時代が幕を閉じ、新たな時代を迎えます。議員の皆様方には健康には十分ご留意され、この新しい時代に向かって、ますますご活躍されますことを祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。



## ○退職課長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） この際、本年3月31日をもって玉村町役場を退職されます倉林上下水道課長より、最後の定例会に当たり発言を求められておりますので、これを許します。

倉林教夫上下水道課長。

〔上下水道課長 倉林教夫君登壇〕

◇上下水道課長（倉林教夫君） 議長のお許しをいただきましたので、お忙しい中、時間をいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

私ごとであります。一身上の都合により、3月末をもちまして退職させていただくことになりました。私は、臨時職員を経て、あかぎ国体が終了した翌年、昭和59年に入職し、35年になりました。

た。当初はまだまだ学生の気持ちが抜けず、多くのご迷惑をかけたのではないかと今も思っております。正しい敬語が使えないことから始まり、何をやるにしてもうまくいかず、伸び悩む時期もありましたが、見捨てずに向かい合い続けてくれた上司や先輩のご指導のおかげで成長することが少しはできたかと思えます。

また、課長となり、2年間たちましたが、これまで至らぬ点も多くあったと思いますが、議員の皆様にはたくさんのご指導をいただき、多くのことを学ばせていただきました。心より感謝しております。本当にありがとうございます。

ここまで仕事を続けてこられたのも皆様初め、上司、先輩、同僚、部下のおかげだと思っております。感謝しております。この経験は、私にとって貴重な財産です。この経験を今後も生かしていくことが皆様への恩返しになると信じ、頑張っていきたいと思っております。

最後になりますが、皆様も健康に留意され、ますますのご活躍とご多幸を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

〔拍 手〕



## ○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成31年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月4日に開会し、本日までの11日間にわたり、平成30年度の補正予算や新年度に向けた新規条例の制定あるいは一般会計や特別会計予算など、町長施政方針に基づく諸施策を展開する上での根拠となる重要な議案を熱心にご審議いただきました。

また、9名の議員からの一般質問や予算特別委員会あるいは各常任委員会においても活発な議論が行われるなど、まことに意義のある議会となりました。

角田町長におかれましては、議案審議や一般質問の際に議員から提案のありました意見や要望等を町民の声として十分に尊重され、今後の行政運営に反映されますことを強く求めるものであります。

さて、先ほど挨拶をいただきました倉林課長におかれましては、今月をもって退職をされるわけですが、これまでの間、職員として多くの分野で実績を積み、また幹部職員として、その職務を遂行されましたことに対し、議会を代表し、改めて心から感謝申し上げます。

これからは、第二の人生を歩まれるわけですが、健康には十分留意され、これまで行政に携わった豊富な経験を生かし、玉村町発展のため活躍されることをご期待申し上げます。長い間、本当にご苦労さまでした。

結びに当たり、4月1日の新元号の発表とともに、新しい年度が始まりますが、玉村町にとりましても、さらに飛躍、発展する年度となることを願うとともに、議員各位並びに町長を初め執行各位には、何かとご多用な時期となりますが、健康には十分留意され、ますますご活躍されるようご祈念申

しあげまして、閉会に当たっての挨拶といたします。



## ○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） これをもちまして、平成31年玉村町議会第1回定例会を閉会といたします。  
ご苦労さまでした。

午後3時25分閉会